相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市清荒神三丁目一九〇番地、最後の住所兵庫県川西市南花屋敷四丁目六番一五―六〇三号　被相続人　亡　五島　英文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

兵庫県宝塚市栄町二丁目二番一号ソリオ三―五階　福間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　悠吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区塩草一丁目四番地、最後の住所兵庫県西宮市津門呉羽町三番三三号

被相続人　亡　岡本　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

兵庫県西宮市産所町一四番五号　ニュートンビル西宮三〇一号

相続財産管理人　弁護士　榎本　祐規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市新田町八九九番地、最後の住所神戸市須磨区若草町三丁目四番地の七

被相続人　亡　藤田　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

神戸市中央区多聞通二丁目五番一六号三江ビル二階　平野・佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宍粟郡波賀町日見谷四六番地の一、最後の住所兵庫県宍粟郡波賀町日見谷四六番地の一　被相続人　亡　穂積　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

兵庫県たつの市龍野町富永一〇〇五番八　二階　相続財産管理人　荻野　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市小鴨四三六番地一、最後の住所鳥取県鳥取市湖山町西三丁目一一三番地一　友愛寮　被相続人　亡　宮廻　頼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

鳥取県鳥取市西町一丁目二一〇番地　東邦ビル四階

相続財産管理人　弁護士　中畑　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県小郡市小坂井二〇番地、最後の住所佐賀県鳥栖市西田町三七番地

被相続人　亡　水田　隆彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

福岡県筑紫野市大字筑紫六六七番地二一四　相続財産管理人　加藤　正己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市本通町一丁目八〇二番地二、最後の住所佐賀県鳥栖市原古賀町五〇七番地二

被相続人　亡　松原　満義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

福岡県筑紫野市大字筑紫六六七番地二一四　相続財産管理人　加藤　正己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県速見郡日出町大字真那井三二六五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小石　英信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

大分県国東市国東町田深一一九六番地一　相続財産管理人　司法書士　丸田　眞五

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

㈡　登録番号　観光庁長官登録旅行業第一二一九号

㈢　商号　株式会社エイ・アンド・エイ・エアーサービス

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社エイ・アンド・エイ・エアーサービス　東京都港区芝大門一丁目三番六号　代表取締役　阿部　龍雄

㈤　主たる営業所の所在地　東京都港区芝大門一丁目三番六号

㈥　旅行業の登録年月日　平成五年十月八日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十八年五月九日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十八年五月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

第１期決算公告

平成28年5月23日

茨城県つくば市西大橋599番地１

株式会社Ｔポイントパートナーズつくば

代表取締役　宮本　正明

貸借対照表の要旨（平成28年２月29日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	10,000
	固定資産	―
	合計	10,000
負純資産の債及び部	流動負債	―
	株主資本	10,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	―
	合計	10,000

第43期決算公告

平成28年５月24日

宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目３―５

株式会社トオハ

代表取締役　赤松　和幸

貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	170,967
	固定資産	136,936
	合計	307,904
負純資産の債及び部	流動負債	100,600
	固定負債	59,505
	株主資本	147,798
	資本金	26,000
	資本剰余金	1,256
	資本剰余金	120,542
	利益準備金	5,256
	その他利益剰余金	115,286
	（うち当期純利益）	(8,516)
	合計	307,904

第８期決算公告

平成28年５月24日

川崎市川崎区駅前本町14番地５

丸大ビル301

株式会社アジアビジネスセンター内

株式会社マリオットバケーションクラブインターナショナル

代表取締役　パスカル・ディロン

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	12,196
	合計	12,196
負純資産の債及び部	流動負債	169,944
	株主資本	△157,748
	資本金	3,000
	利益剰余金	△160,748
	その他利益剰余金	△160,748
	（うち当期純利益）	(3,959)
	合計	12,196